

緩和措置

日本外傷学会雑誌掲載実績のない日本外傷学会外傷専門医取得者における、 評議員候補資格について

評議員総数が正会員の10%程度（定款施行細則第1条）に満たないため、次期評議員選出においては以下の緩和措置を取ることとする。

- 1) 専門医取得後5年以上（一回以上の更新）を経過した外傷専門医
あるいは、
- 2) 専門医取得後5年未満の外傷専門医で
かつ、以下の①～④の何れかを満たすもの
 - ① 外傷学会の各種委員会委員を一期以上（2年以上）務めている
 - ② JATEC 研修コースに過去5年間に3回以上、CD、CC、あるいはインストラクターとしての参加実績がある
 - ③ JETEC 研修コースに1回以上、インストラクターとしての参加実績がある
 - ④ JATEC あるいは JETEC ガイドラインの編集あるいは執筆歴がある

※上記基準により評議員になったものは、4年ごとの正規の評議員候補申請時（次回2025年9月頃）までに日本外傷学会雑誌に論文が掲載あるいはアクセプトされていることを再任の要件とする。

※緩和措置による候補資格の取得は2回（更新1回）までとする。